

関係法令・規則

▼各事業年度の業務の実績の評価について

地方独立行政法人法（抜粋）
(各事業年度に係る業務の実績に関する評価) 第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）
(各事業年度の業務の実績の評価に係る事項) 第 6 条 法人は、法第 28 条第 1 項の規定による各事業年度における業務の実績について山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

▼財務諸表の承認について

地方独立行政法人法（抜粋）
(財務諸表等) 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。）を付けなければならない。 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）
(財務諸表) 第 10 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、 キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書 とする。

▼利益処分の承認について

地方独立行政法人法（抜粋）

（利益及び損失の処理等）

- 第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
 - 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
 - 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
 - 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
 - 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

（剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認手続）

- 第 12 条 法人は、法第 40 条第 3 項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 承認を受けようとする額
 - (2) 前号の額を充てようとする剰余金の用途
- 2 前項の申請書には、法第 40 条第 1 項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

- 第 13 条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条第 1 項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第 4 項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の 6 月 30 日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 承認を受けようとする金額
 - (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。